平成２６年（フ）第２２４号
奈良県橿原市中曽司町223番地の26
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
奈良県磯城郡田原本町大字松本139番地の３
債務者　中岡　義弘
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
鳥取県境港市米川町70番地５　サンフラワー201、前住所鳥取県米子市博労町３丁目４番地１
債務者　中村　保博
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８３５号
広島市佐伯区五日市７丁目13番16―501号
債務者　武田　明美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８１号
広島市西区横川新町６番24―201号
債務者　髙市　由子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８号
山口県下関市長府才川２丁目11番19号、前住所山口県下関市長府中尾町２番28号
債務者　中本　照子（旧姓見原）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市下柏町191番地１　福田マンション203号
債務者　眞鍋　智行
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２８号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目４番５号　エスポワール東雲Ａ棟301号室、住民票上の住所愛媛県新居浜市港町８番27号
債務者　土居久美子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市寿町２番25号―101、前住所愛媛県新居浜市別子山乙510番地の１
債務者　細川　　宏
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１３５号
愛媛県西条市大町257番地１　石川マンションⅡ―106号
債務者　野口　英哉
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２１０号
福岡県三井郡大刀洗町大字栄田1968番地
債務者　南　　哲徳
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１６号
福岡県久留米市長門石２丁目２番28―301号、前住所福岡県小郡市干潟953番地８
債務者　美山　雄二
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４７号
福岡県筑後市大字野町263番地　北原アパート102号
債務者　古賀　正治
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第６７号
福岡県田川郡赤村大字内田2159番地
債務者　春本　大造
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目８番28号コーポサンライズ202号
債務者　井田　正美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市吉野町9139番地20
債務者　重信　　実
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係